

卒業の認定に関する方針

卒業の認定は、教育目標の到達を基本方針とし「長崎県中央看護学校学則」「長崎県中央看護学校細則」に以下のように定めている。

長崎県中央看護学校学則

(卒業の認定)

第19条 卒業の認定は運営会議の審議を経て校長が行う。

2. 専門課程（看護科）においては、第15条の第2項に定める修得すべき科目と単位を修得した者について卒業を認定する。

(卒業証書及び称号の授与・資格)

第20条 校長は卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

2. 校長は第1項により、本校の教育課程を修了した者に対して専門士（医療専門課程）称号を授与する。
3. 本校を卒業した者には、看護師国家試験の受験資格が与えられる。

長崎県中央看護学校細則

(卒業の認定)

第11条 学則第19条に規定する卒業の認定について、最終学年の修了時、履修の認定を受けていない科目があった場合、卒業を認めず原級に留めることがある。